

大阪オリエンテーリングクラブ規約

2013年5月26日改正

(名称)

第1条 本クラブは、「大阪オリエンテーリングクラブ」(略称：大阪OLC)と称する。

(事務局)

第2条 1, 本クラブは、大阪府内に活動の拠点を置く。
2, 本クラブは、大阪府内に事務局を置く。

(目的)

第3条 本クラブは、オリエンテーリング活動を通じて自然に親しみ、会員相互の親睦、会員の健康・体力の増強を図り、オリエンテーリングの技能を高めるとともに、オリエンテーリングの普及、発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
1, オリエンテーリング行事の開催。
2, 目的を同じくする団体とのオリエンテーリング関連の各種行事の共催および協力。
3, その他目的達成に必要と認められる活動。

(会員)

第5条 本クラブは、第3条の目的に賛同し、入会を申し出た満12歳以上の者によって組織する。

(入会)

第6条 本クラブの会員は、別に定める入会手続きを経、会費を納入することにより資格を得る。
会費の額は、別に定めるところによる。

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を有する。
1, 本クラブ主催の各種行事に優先的に参加できる。
2, オリエンテーリングに関する情報提供について便宜を受けることができる。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が退会を申し出たとき、会費を1年分滞納したときおよび、本クラブの目的に反する行為のあった時は、会員の資格を喪失する。

(役員とその職務)

第9条 本クラブは次の役員を置き、分担して会務を行う。

- | | | |
|---------|-----|-----------------------|
| 1, 会長 | 1名 | 本クラブを代表する。 |
| 2, 副会長 | 若干名 | 会長を補佐し、必要時には会長の代行を行う。 |
| 3, 事務局 | 1名 | 本クラブの事務を行う。 |
| 4, 会計 | 1名 | 本クラブの会計を管理し、金銭の出納を行う。 |
| 5, 会計監査 | 2名 | 本クラブの会計を監査する。 |

(役員を選出と任期)

第10条 役員は会員の推薦により総会で選出し、任期は1年とする。ただし再任はさまたげない。

(総会と企画運営委員会)

第11条 本クラブには運営議決機関として総会と企画運営委員会を置く。

総会は全会員からなるクラブの最高議決機関であり、年1回以上開催する。

企画運営委員会は会務を企画し執り行うための機関であり、定期的で開催する。

企画運営委員会の委員は、会計監査を除く役員、ならびに役員より推薦された会員とする。委員以外の会員が企画運営委員会に出席することはさまたげない。

(資産)

第12条 本クラブの資産は、会費収入、寄付金品、活動に伴う収入、資産から生ずる収入等からなる。

(経費の支弁)

第13条 本クラブの経費は資産をもって支弁する。

(予算および決算)

第14条 本クラブの会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。